

令和6年度 亀岡中部農地整備事業
本梅工区橋梁工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和6年度亀岡中部農地再編事業本梅橋梁工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書（R6.4月）」という。）に基づいて実施するものとする。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、橋梁を建設するものである。	
2. 工事場所	京都府亀岡市本梅町西加舎、東加舎地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 (1) 橋 梁 2橋 1) 橋梁A 橋 台 工 逆T式橋台 1基 橋梁上部工 1式 形式 : プレテンション方式PC単純中空床版橋 橋の活荷重: A活荷重 橋長 : 17.80m 支間長 : 17.14m 有効幅員 : 5.50m 2) 橋梁B 橋 台 工 逆T式橋台 2基 橋台基礎工 場所打ち杭 Φ1200 4本 橋梁上部工 1式 形式 : プレテンション方式PC単純中空床版橋 橋の活荷重: A活荷重 橋長 : 15.10m 支間長 : 14.54m 有効幅員 : 6.5m (2) 護岸工 1式 (3) 付帯工 1式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている210日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。	

項目	内容	摘要									
第3章 施工条件 1. 工程制限 2. 作業可能日数 3. 寒中コンクリート 4. 水中コンクリート 5. 埋蔵文化財 第4章 現場条件 1. 土質 2. 関連工事 3. 第三者に対する措置 (1) 騒音・振動対策	全体工期：契約締結の日から令和7年5月28日（工事完了期限日）まで 1）河川敷地内の工事であるため関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。河川内工事は、非出水期間に施工するものとし、非出水期は令和6年10月16日～翌年6月15日である。 2）本工事において農地の借地を行う場合は、令和7年度の営農に支障がないようにしなければならない。なお、令和7年度の営農は、4月開始を想定している。 本工事の作業可能日数は17日（月平均）と想定している。 1）本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2）発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和6年12月18日～令和7年2月18日を想定している。 なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。 3）受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。 1）本工事における橋梁下部基礎工で施工する場所打杭は水中施工を想定しており、共通仕様書第1編3-10-3に規定する「水中コンクリート」としての施工を行わなければならない。 2）使用するコンクリートの水中設計基準強度は24N/mm²、コンクリートの呼び強度は30N/mm²とする。また、単位セメント量は350kg/m³以上とする。 3）受注者は、水中コンクリートの施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。 1）工事施工中に埋蔵文化財と思われるものが確認された場合、共通仕様書1-1-4 0文化財の保護の措置に従い、直ちに工事を中止のうえ、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。 2）施工時に埋蔵文化財調査部局の立会確認が必要になった際は、これに協力すること。 本工事の施工場所の土質は、砂質土及び粘性土と想定している。 本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th><th>工期</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区区画整理その18工事</td><td>令和6年7月～令和7年 3月（予定）</td><td></td></tr> <tr> <td>令和6年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区整備工事</td><td>令和6年10月～令和7年 3月（予定）</td><td></td></tr> </tbody> </table> 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。	工事名	工期	備考	令和5年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区区画整理その18工事	令和6年7月～令和7年 3月（予定）		令和6年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区整備工事	令和6年10月～令和7年 3月（予定）		
工事名	工期	備考									
令和5年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区区画整理その18工事	令和6年7月～令和7年 3月（予定）										
令和6年度 亀岡中部農地整備事業 本梅工区整備工事	令和6年10月～令和7年 3月（予定）										

項目	内容	摘要																		
(2) 境界対策	1) 本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。																			
(3) 濁水処理対策	本工区の施工に伴う排水については、極力濁水を発生させないように注意するものとする。 なお、関係機関との協議の結果、濁水処理対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																			
(4) 保安対策	本工事において 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い誘導員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。																			
	<table><tr><th>配置場所</th><th>交 通 誘導員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員</th><th>配置期間</th></tr><tr><td>国道477号線と第14号支線道路との交差点</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>なし</td><td>資機材搬入搬出時の期間</td></tr><tr><td>府道天王亀岡線と第31号支線道路との交差点</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>なし</td><td>資機材搬入搬出時の期間</td></tr></table>	配置場所	交 通 誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間	国道477号線と第14号支線道路との交差点	1名/日	1名	昼間	なし	資機材搬入搬出時の期間	府道天王亀岡線と第31号支線道路との交差点	1名/日	1名	昼間	なし	資機材搬入搬出時の期間	
配置場所	交 通 誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間															
国道477号線と第14号支線道路との交差点	1名/日	1名	昼間	なし	資機材搬入搬出時の期間															
府道天王亀岡線と第31号支線道路との交差点	1名/日	1名	昼間	なし	資機材搬入搬出時の期間															
(5) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。																			
(6) 交通対策	1) 工事用車輛は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。 なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 2) 工事用車輛は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車輛からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車輛の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。 このため、頻繁に工事用車輛の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。 なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。																			
(7) 防塵対策	本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。																			
(8) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。																			
4. 関係機関との調整	関係機関との協議が未成立のものは以下のとおりであり、協議結果に伴い変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。																			

項目	内容				摘要
	対象施設	内容	協議者	協議成立予定	
	橋梁A	橋梁架設	河川管理者	令和6年10月	
	橋梁B	橋梁架設	河川管理者	令和6年10月	
第5章 仮設 1. 水替工	本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水または湧水の処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。				
第6章 工事用地等					
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。				
2. 工事用地等の使用及び返還	工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。				
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。				
第7章 工사용電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。				
第8章 工사용材料					
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。				
	1) 石材及び骨材 再生クラッシュラン RC-40 クラッシュラン C-40				
	2) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295、SD345 JIS G 3112				
	3) PC鋼材 PC鋼線およびPC鋼より線 SWPR—19L、				
	4) コンクリート二次製品 PC桁 JIS A 5373 コンクリート積みブロック ブロックマット				
	5) 舗装材 アスファルト乳剤 PK-4 JIS K 2208 アスファルト混合物 再生密粒度アスコン (13)				
	6) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。				

項目	内容						摘要																	
	種類	呼び強度 (N/mm2)	スラブ (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比W/C (%)	セメントの種類 による記号	使用目的																	
	無筋コンクリート	18	8	40	65以下	BB	一般構造物																	
	無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	一般構造物 均しコンクリート																	
	無筋コンクリート	21	8	25	65以下	BB	均しコンクリート (舗装部)																	
	鉄筋コンクリート	24	12	25	60以下	BB	下部工、地覆 踏掛板																	
	鉄筋コンクリート	30	12	25	60以下	BB	間詰コンクリート 後打ちコンクリート																	
	鉄筋コンクリート	30	18	25	60以下	BB	場所打ち杭																	
	※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。																							
2. 見本又は資料 提出	1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。																							
	<table><tr><th>材料名</th><th>提出物</th></tr><tr><td>コンクリート</td><td>計画配合表、試験成績書</td></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績書・粒度分布表</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>ミルシート</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr></table>						材料名	提出物	コンクリート	計画配合表、試験成績書	石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表	鋼材	ミルシート	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	その他資材	カタログ、試験成績書等						
材料名	提出物																							
コンクリート	計画配合表、試験成績書																							
石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表																							
鋼材	ミルシート																							
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																							
その他資材	カタログ、試験成績書等																							
	2) 一般瀝青材料（アスファルト混合物事前審査制度）																							
	① 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出できるものとする。 この場合、土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準によらず、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計、試験練りを省略することが出来る。																							
	② 事前審査制度認定書による場合の品質管理は以下のとおりとする。																							
	<table><tr><th>工種</th><th>区分</th><th>試験項目</th><th>試験基準</th></tr><tr><td rowspan="4">ア ス フ ア ル ト</td><td rowspan="2">材 料</td><td>土木工事施工管理基準に記載のある「品質管理基準」の全項目</td><td rowspan="2">事前審査による認定書の提出</td></tr><tr><td>配合試験</td></tr><tr><td rowspan="2">プ ラ ン ト</td><td>アスファルト量抽出粒度分析試験</td><td rowspan="2">土木工事施工管理基準「品質管理基準」に基づき製造会社の試験成績書による。（注1）</td></tr><tr><td>温度測定（アスファルト、骨材、混合物）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>基準密度の決定</td><td>事前審査による認定書提出</td></tr></table>						工種	区分	試験項目	試験基準	ア ス フ ア ル ト	材 料	土木工事施工管理基準に記載のある「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出	配合試験	プ ラ ン ト	アスファルト量抽出粒度分析試験	土木工事施工管理基準「品質管理基準」に基づき製造会社の試験成績書による。（注1）	温度測定（アスファルト、骨材、混合物）			基準密度の決定	事前審査による認定書提出	
工種	区分	試験項目	試験基準																					
ア ス フ ア ル ト	材 料	土木工事施工管理基準に記載のある「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出																					
		配合試験																						
	プ ラ ン ト	アスファルト量抽出粒度分析試験	土木工事施工管理基準「品質管理基準」に基づき製造会社の試験成績書による。（注1）																					
		温度測定（アスファルト、骨材、混合物）																						
		基準密度の決定	事前審査による認定書提出																					
	（注1）監督職員の指示があった場合は、試験結果一覧表を提出するものとする。																							
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。																							
	<table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>時期</th></tr><tr><td>PC桁</td><td>寸法</td><td></td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr></table>						材料名	検査・試験項目	時期	PC桁	寸法		コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査						
材料名	検査・試験項目	時期																						
PC桁	寸法																							
コンクリート二次製品	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																						
その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査																						

項目	内容	摘要																																
第9章 施工 1. 一般事項 (1) 一般事項	1) 工事施工に先立ち、監督職員の立ち会いの上、工事区域周辺の用排水施設等を確認し、工事期間中に障害等が起きないように施工計画を立てなければならない。 また、共通仕様書第1章第1節1-1-5に規定する施工計画には、降雨並びに運土に伴う防災対策等について記載しなければならない。 2) プレテンション桁の製作は、JIS 認定工場において施工しなければならない。 3) 施工中に工区内で発生する地表水または地下水は、施工に支障がないよう適切に排除するものとする。 4) 生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行うものとする。 なお、発生する産業廃棄物は、ピットやビッセル等を設置して処理するものとする。 5) 測量、施工及び耕作に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行うものとする。 また、工事完成時もしくは部分使用時に、ほ場、畦畔、水路及び道路法面に草類がある場合においても刈り取りを行うものとする。 なお、刈り取りは設計変更の対象としない。 6) 受注者は、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。																																	
(2) 基準点	本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 また、道路等の配置は、工事契約後に貸与する基線図に基づき施工しなければならない。 なお、基準点等の位置データは測地成果2000に対応したものである。																																	
(3) 地区境界	1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。 なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。 2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。 3) 境界杭については施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な個所や営農に支障となる箇所等があることから、事前に監督職員と協議するものとする。																																	
(4) 検測又は確認（施工段階確認）	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 3) 遠隔確認の対象工種については、特別仕様書第10章（4）工事現場等の遠隔確認についての1）により決定する。																																	
	<table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度 （一般監督）</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="4">掘削・盛土</td><td>地質状況</td><td>地質変化時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>地耐力</td><td>軟弱地盤出現時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>湧水状況</td><td>湧水出現時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>地盤改良</td><td>改良深、幅、投入量</td><td></td><td></td></tr><tr><td>場所打杭</td><td>基準高、偏心、杭頭 処理含む</td><td>初期掘削完了時、初期杭 打ち時、初期杭打打設完了時、1本目打設完了時</td><td></td><td></td></tr><tr><td>橋梁上部工</td><td>基準高、幅</td><td>架設完了時</td><td></td><td></td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期・頻度 （一般監督）	遠隔確認対象	備考	掘削・盛土	地質状況	地質変化時			地耐力	軟弱地盤出現時			湧水状況	湧水出現時			地盤改良	改良深、幅、投入量			場所打杭	基準高、偏心、杭頭 処理含む	初期掘削完了時、初期杭 打ち時、初期杭打打設完了時、1本目打設完了時			橋梁上部工	基準高、幅	架設完了時			
工種	確認内容	確認時期・頻度 （一般監督）	遠隔確認対象	備考																														
掘削・盛土	地質状況	地質変化時																																
	地耐力	軟弱地盤出現時																																
	湧水状況	湧水出現時																																
	地盤改良	改良深、幅、投入量																																
場所打杭	基準高、偏心、杭頭 処理含む	初期掘削完了時、初期杭 打ち時、初期杭打打設完了時、1本目打設完了時																																
橋梁上部工	基準高、幅	架設完了時																																

項目	内容					摘要										
	コンクリートブロック積 (基礎コン、裏込含む)	形状、寸法	初期施工段階で1箇所													
(5) 地盤支持力の確認	1) 橋梁架設に必要な重機設置箇所について、100 kN/m2以上の短期許容支持力が確保できるか事前に確認を行うものとする。なお、支持力が確保できない場合は、監督職員と協議するものとする。															
(6) 中間技術検査	1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。															
(7) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。															
(8) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。															
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。															
	<table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>基礎材</td></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(13)</td><td></td></tr></table>					資材名	規格	備考	再生クラッシュラン	RC-40	基礎材	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)			
資材名	規格	備考														
再生クラッシュラン	RC-40	基礎材														
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)															
	2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生するコンクリート塊及び碎石等については、かごブロック工の中詰材として利用する。 その他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。															
3. 建設資材等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。															
	<table><tr><th>建設資材 廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入 時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート殻 (有筋)</td><td>共栄建設（株） 京丹波リサイクルセンター</td><td>京都府船井郡京丹波町水戸白次郎13番3 ほか10筆</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr></table>					建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分	コンクリート殻 (有筋)	共栄建設（株） 京丹波リサイクルセンター	京都府船井郡京丹波町水戸白次郎13番3 ほか10筆	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	
建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分												
コンクリート殻 (有筋)	共栄建設（株） 京丹波リサイクルセンター	京都府船井郡京丹波町水戸白次郎13番3 ほか10筆	8:00～ 16:30	再資源化施設業者												

項目	内容	摘要																						
4. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法																				
	①仮設		仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	②土工		土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																				
	③基礎		基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																				
	④本体構造		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																					
⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
5. 土工 (1) 掘削	1) 掘削土は埋戻し及び盛土に流用する。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。																							
(2) 埋戻し及び盛土	1) 埋戻し及び盛土は一層の仕上がり厚さが30cm以下になるようにまき出し、施工条件に合った締固め機械により十分締固めなければならない。 2) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。																							
(3) 堤防盛土	河川堤防の盛土締固めは、堤体土砂を安定した状態にするため土の締固め密度は95%以上とする。																							
6. 場所打杭工	1) 杭施工は、場所打杭で計画しているが、地質その他施工条件等により変更する場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 施工にあたっては、施工手順、管理、施工機械や施工方法等について、事前に監督職員に提出するものとする。 3) 杭打ちに当たっては、監督職員と協議、立会のうえで試験施工を実施しなければならない。 4) 杭頭処理は契約図面に示すとおりであり、加工に当たっては、汚れ等をワイヤーブラシ等で除去し、コンクリートの付着が容易になるように清掃しなければならない。																							
7. 橋梁下部工	1) コンクリート打ち継ぎ目のレイタンスは確実に除去しなければならない。 2) 伸縮接手部等のアンカー筋は、付着した不要なコンクリートを除去し防錆養生を行わなければならない。																							
8. 主桁製作 (1) コンクリート	1) コンクリート打設に当たっては、内部及び外部振動機によりシースの破損、移動に注意して十分に締め固めるものとする。 2) プレテンション方式の場合は、30N/mm2を下回ってはならない。圧縮強度の確認は、コンクリート部材と同様な養生条件における供試体で行うものとする。																							
(2) プレストレッシング	1) プレストレッシングに先立ち次の試験を行わなければならない。 ア) 引張装置及び定着装置における摩擦損失の試験 イ) シース内の摩擦係数を求める試験																							

項目	内容	摘要
9. 横締め	2) プレストレッシングは、施工計画書に従って所定のプレストレスを導入し、その結果を監督職員に報告するものとする。	
10. PCグラウト	1) 間詰コンクリートの打込みまえに、桁両側のレイタンスや弱いモルタル等を取り除き、十分水洗いして、湿潤状態にし、モルタルが流出しないように十分隙間をふさがなければならない。 2) 横締めは、間詰コンクリートの圧縮強度が30N/mm ² 以上得られたことを確認して行うものとする。	
11. 橋面舗装 (1) アスファルト舗装	1) PCグラウトは、施工開始前に所定の品質が得られるよう、なるべく現場と同様な状態で試験し、監督職員の承諾を得るものとする。 2) PCグラウトは、シーす内を水洗いした後、ゆっくり注入するものとし、流出口より一様なコンシステンシーのPCグラウトが流出するまで中断してはならない。 また、注入後は流出口を閉じた後、ポンプの圧力を一定以上に上げ、しばらく保持しなければならない。	
12. 架設工事	1) 混合合材、運搬、舗設については、アスファルト舗装要綱に準拠し、良好な舗装の施工に努めるものとする。 2) 合材の敷均し前に、タックコートとしてアスファルト乳剤（PK-4）を43リットル/100m ² 程度散布するものとする。 3) 所定の締固め密度が得られるように施工するものとする。	
13. 横組工	主桁の重量が、橋梁A13t、橋梁B10t程度であることから主桁仮設に当たっては、仮設備、仮設器具等に十分に注意し所定の位置に架設すること。	
14. 付帯工 (1) 防護柵	所定の断面に型枠を組立てポンプ車にてコンクリートを打設する。PC鋼材の緊張に当たっては、専用ジャッキを使用する。又、グラウト工施工に当たっては、シーす内の（PC鋼材）錆や汚物を清掃するものとする。	
15. 河川護岸工 (1) コンクリートブロック工	防護柵工は、図面に示す区間について施工するが、現地に合致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	
第10章 施工管理 1. 主任技術者等の資格	1) コンクリートブロックの施工に当たっては、事前に展開図を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。 2) コンクリートブロックの施工上、法高の調整、屈曲部、隅部の取付等で規格のブロックの使用が不適当な場合は監督職員の承諾を得て、現場打ちコンクリートで施工するものとする。	
2. 施工管理 (1) 工程管理	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。	
(2) 工事現場等における遠	1) 受注者は工事施工中において、計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
	1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後受発注者の協議により決定するものとする。	

項目	内容	摘要
隔確認について (3) 構造物品質確認調査	2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。 本工事で施工する橋脚、橋台については、土木構造物の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行い、監督職員に報告しなければならない。 1) 強度推定調査の方法は次によるものとする。 ① 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位として、各単位につき3箇所の調査を実施し、所定の強度が確保できているか確認しなければならない。 なお、受注者は、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 ② 調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その原因を追及するとともに、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施し、結果を監督職員に報告しなければならない。 ③ 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとする。 ④ 測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うこともある。 ⑤ 実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行うものとする。 なお、調査票については別途指示するものとする。 2) ひび割れ発生状況調査は次により実施しなければならない。 ① 構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。 なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。 ② 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。 なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。	
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項	
第12章 その他 1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。	

項目	内容	摘要
2. CORINSへの登録	・ 工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部 ・ 工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
3. 週休2日による施工	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。	

項目	内容	摘要
	①補正係数	
		4週8休以上
	現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上
	労務費	1.02
	機械経費（賃料）	1.02
	共通仮設費（率分）	1.02
	現場管理費（率分）	1.05
	②補正方法	
	当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。	
	なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。	
7）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。		

項目	内容	摘要
第15章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	